

住民監査請求に係る結果

令和8年2月19日付け監査監第2287号で受け付けた地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を審査した結果、下記の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

1 法第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為若しくは怠る事実について、これらが「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に適示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるような個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求する必要がある。

また、最高裁平成2年4月12日第一小法廷判決においても、「住民訴訟の対象とされる事項は法第242条1項に定める事項、すなわち公金の支出、財産の取得・管理・処分契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られる」とした判例が示されており、この考え方は住民監査請求においても同様であると解される。

2 本件請求において、コールセンター業務の委託に係る委託料の支出（令和6年度支出負担行為分）の部分に関しては財務会計行為に該当し、次の2点について、市に損害を与えているため、市長に対し必要な措置を講じるよう、監査委員が勧告することを求めるものであると解される。

（1）一般競争入札であっても参加が2者のみで、十分な競争や広い周知があったとはいえ、法が定める経済性の原則に逸脱していること

（2）類似規模の自治体との契約金額を比較し、契約金額が高額であり、積算根拠の合理性を欠いていること

3 上記2（1）については、法第234条第1項では、地方公共団体における契約の方法を「一般競争入札」「指名競争入札」「随意契約」「せり売り」の4つの方法に限定し、さらに、地方公共団体の規則等でその手続きを定め、契約の公正性、経済性、適正履行の確保を図っている。

地方公共団体の契約は、一般競争入札が原則であり、一般競争入札とは、契

約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の者をして入札の方法によって競争させ、地方公共団体にとって最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する方式である。

よって、一般競争入札は、入札に参加する機会を広く誰にでも与えるため、業者選定が公正かつ機会均等であること、また、競争入札方式により契約の相手方を決定するので、経済性も確保される利点もあり、本件請求については、違法又は不当である理由を具体的に適示しているとは認められない。

4 上記2（2）については、人口比や世帯数比を根拠としているが、契約金額は、各自治体が業務内容を業務委託仕様書として示し、その業務内容に応じて業者が算出するものであり、請求人の「サービス内容の差異、人口規模を考慮しても、この金額差は積算根拠の合理性を欠いている」との主張については、請求人の憶測にすぎず、違法又は不当である理由を具体的に適示しているとは認められない。

5 よって、本件請求は、法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしておらず、適法な住民監査請求に該当するということとはできない。